

社会福祉法人今治市社会福祉協議会 職員給与規程（抜粋）

令和5年4月1日現在

第1条 ～ 第14条（略）

（処遇改善手当）

第15条 国が定める介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算対象事業所に所属する職員（別表4に定める職員）に処遇改善手当を支給する。当該加算終了時にこの処遇改善手当は廃止する。

2 支給額及び支給方法は会長が別に定める。

第16条 ～ 第29条（略）

別表1 ～ 別表3（略）

別表4

介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算対象事業所の職員

対象事業所	対象職員（正規、嘱託、臨時、パート、再雇用） 共通
訪問介護事業 通所介護事業 地域密着型通所介護事業 訪問入浴介護事業 認知症対応型共同生活介護事業 小規模多機能型居宅介護事業	ホームヘルパー 介護員 生活相談員 看護職員 機能訓練指導員 計画作成担当者
	事務員、栄養士、調理員で介護職員の兼務辞令又は労働条件通知書に兼務が明記されている職員

別表5（略）